

地価公示の着実な実施

3,691百万円（前年度3,691百万円）

不動産取引の指標や課税評価の基準等の役割を担う重要な制度インフラである地価公示について、その役割を十分に果たすため全国26,000地点で着実に実施する。

<内 容>

○地価公示

- ・地価公示法に基づき実施
- ・全国に26,000地点の標準地（調査地点）を設置し実施
- ・1月1日時点における標準地の価格を3月に官報にて公表

